

自動車整備技能実習ガイドラインについて（案）

1. 目的

外国人技能実習制度における自動車整備職種において、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進するため、技能実習の実施等に関し、実習実施者（自動車整備工場）、監理団体等の関係者が遵守すべき内容を取りまとめることを目的とする。

2. 構成

- ガイドラインの位置づけ
- 技能実習の内容及び時間
- 実習実施者が技能実習に際して、配慮すべき事項
- 技能実習計画に盛り込むべき内容
- 「自動車整備職種の自動車整備作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が告示で定める基準を定める件」（平成 29 年国土交通省告示第 386 号）第 1 条に定める自動車整備作業に関する講習（入国後又は入国前）で教えるべき内容及び時間
- 技能実習生に関する保護に関する事項

3. その他

- (1) 協議会は平成 30 年度において、実習実施者及び監理団体に対する実態調査を行い、ガイドラインの適合状況の確認を行うとともに、その結果を踏まえて、ガイドラインの位置づけについて協議する。
- (2) ガイドラインの改正にあたっては、本協議会の協議を経るものとする。